福岡産業保健総合支援センター 産業保健相談員 中尾由美

「心の健康づくり計画助成金」は福岡産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受けて、心の健康づくり計画を作成し、計画を踏まえてメンタルヘルス対策を実施した場合に事業者が費用の助成を受けることができる制度です。1企業又は1事業主当たり、¥100,000円を将来にわたり、1回限り助成する制度です。

その要件として、以下の6つがあります。

- 1、登記上の本店または本社機能を有する事業場であること。 (個人事業主については、開業届(写)の提出が必要)
- 2、労働災害保険の適応事業場であること。
- 3、メンタルヘルス対策促進員から助言・支援を受けて、平成 29 年度以降、 新たに「心の健康づくり計画」を作成していること。
- 4、作成した「心の健康づくり計画」を労働者に周知していること。
- 5、「心の健康づくり計画」に基づき具体的なメンタルヘルス対策を実施していること。
- 6、メンタルヘルス対策促進員から「心の健康づくり計画」に基づき、具体的なメンタルヘルス対策が 実施されたことの確認を受けていること。

この助成金は事業場規模(個人事業主含)に関係なく(こころとからだの)衛生管理を体系的に構築していくものです。社員の健康確保に繋がり、継続的に実施できるようになっています。支援者は支援を行い、効率・効果的に行っている事業場とその担当者に出会い、大変感銘し刺激を頂いている一方、気になる点もあります。

50 人未満の小規模事業場では、顧問である社会保険労務士の紹介で支援を行うことが多いのですが、担当者がこの活動の基である労働安全衛生法や相まっての労働基準法の活動であることが認識していないことが散見されます。とりあえず、書類を作成、活動を途中まで行い(申請書は活動を開始したことが必要)書類を提出しています。つまり、支援終了後、自立して計画を継続しているか否かが懸念されます。支援者の立場としては「きっかけ」をつくるために事業場に訪問をしております。そして事業場の状況や現状を伺い、「今出来ること」を支援しています。支援者は継続した活動を希望するのと同時に事業場内で衛生推進者やメンタルヘルス対策推進者の講習会を受講して担当者になっていただき、事業者とその担当者が活動の評価(PDCA)をし、社員の健康保持増進活動にしていただければと希望いたします。